

# 公立大学法人山梨県立大学知的財産規程

(平成22年4月1日制定 法人第5111号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「本学」という。）の教職員の発明等に係る知的財産権の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障することにより、学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発明等」とは、発明、考案、意匠並びに回路配置、品種、プログラム、データベースに関する著作物等をいう。
- (2) 「職務発明」とは、教職員が行った発明等で、その内容が本学の業務範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至った行為が本学における教職員の現在又は過去の職務に属する発明、教職員が受託研究費を用いてなした発明及びある特別な目的のために国等の予算を用いてなした発明をいう。
- (3) 「発明者」とは、職務発明をなした本学の教職員をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）第19条に規定する育成権をいう。

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利をいう。

ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び第10号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権法第21条から第28条までに規定する著作物。

エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもののなかから、学長と発明者が協議のうえ、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）とする。

- (5) 「教職員」とは、本学の教員及び職員（非常勤教職員を含む。）をいう。
- (6) 「所属」とは、各学科、研究科、図書館、地域研究交流センター、キャリアサポートセンター及び事務局をいう。
- (7) 「所属長」とは、前号に定める所属の長をいう。

(知的財産委員会)

第3条 教員の発明等に係る権利の帰属等について審議するため、山梨県立大学知的財産委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第5条第1項に定める届出に伴う発明等の権利の帰属に関する事項等を決定した場合には、発明決定通知書（様式第1号）により、速やかに発明者に報告しなければならない。

3 学長は、委員会の決定を受けた場合には、速やかに所属長に通知しなければならない。

(権利の帰属)

第4条 本学は、職務発明にかかわる知的財産権の全てを承継し、これを所有するものとする。ただし、大学がその権利を承継する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(届出等)

第5条 教職員が職務発明をなした場合及び職務発明以外の発明等の権利を本学に譲渡す

ることを希望する場合には、発明届出書（様式第2号）を所属長を経由して、学長に届け出るものとする。

2 前項に規定する届出は、知的財産権の出願等に先立って行うものとする。ただし、当該知的財産権の出願等が特に緊急を要するものであるときの届出は、知的財産権の出願等の後とすることができる。

（大学院生等のなした発明等）

第6条 本学の大学院生等（以下「学生等」という。）が発明等をなした場合であって、当該学生等が当該発明等に関する権利の譲渡を本学に申し出た場合には、本学は、これを承継することができる。この場合、当該学生等については、教職員に準じてこの規則を適用する。

（出願）

第7条 学長は、第10条の規定により、発明等に係る権利を本学が承継したときは、速やかに知的財産権に関する出願等を行うものとする。

（大学への協力等）

第8条 発明者は、職務発明に係る知的財産権の出願及びその審査、審判及び訴訟が発生した場合には、大学に協力する義務を負うものとする。

（不服申立て）

第9条 教職員は、第3条第2項に定める決定に不服がある場合には、発明決定異議申立書（様式第3号）により、発明決定の通知を受けた日から1ヶ月以内に学長に対し、不服を申し立てることができる。

2 学長は、不服の申立てがあったときは、委員会の意見を徴したうえで、不服申立ての可否を決定することとする。

3 学長は、前項の決定を当該教職員及び所属長に通知するものとする。

（権利の承継）

第10条 教職員は、第5条の定めにより届出に伴う発明等に係る権利を本学が承継することを決定した旨の通知を受けた時は、譲渡証書（様式第4号）を所属長を経由して速やかに学長に提出するものとする。

（発明者に対する補償）

第11条 学長は、第10条の規定により、発明等に係る権利を大学に承継させた発明者に対し、補償金を支払うものとする。

2 前項の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が複数のときは、それぞれの持分に応じて分配した額を各発明者に支払うものとする。

3 発明者に対する発明補償の取扱いについては、別に定める。

（他機関等との共同発明）

第12条 大学は、他機関との共同研究において、教職員と当該機関等に所属する者とは共同して行った発明等（以下「共同発明」という。）に係る権利を当該機関と共有することができる。

2 大学は、前項に定めるところにより当該機関等との間で共同発明を行い、かつ、共同で知的財産権の出願等をする際には、あらかじめ別に定める共同出願契約書を締結することとする。

（退職後の取扱い）

第13条 教職員が退職した場合においても、当該発明等が、職務発明に該当する場合についての取扱いは、本規程の定めによるものとする。

（外国における特許権）

第14条 本学における外国特許権の維持に関する取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（1）学長は、出願後5年を経過した外国特許権の維持の必要性について、発明者から意見書を徴したうえで、委員会の議を経て決定する。

（2）学長は、前号の規定により維持が決定された外国特許権について、当該決定後2年ごとに、前号の規定と同様の手続きを経て、維持の必要性について決定するものと

する。

(3) 発明者は、外国特許権を維持する必要がないと判断した場合には、学長に当該外国特許権の放棄について意見書を提出することができる。

(4) 学長は、第1号及び第2号に定める意見書の提出があった場合には、当該外国特許権の放棄について、委員会の議を経て決定する。

(守秘義務)

第15条 教職員及び発明の取扱いに関する事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、大学と教職員が合意のうえ公表する場合、若しくは大学又は教職員の責めによらないで公知となった場合を除き、発明の内容その他発明に関する事項にかかる秘密を守らなければならない。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、総務課が処理する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、教職員の発明に関する取扱いにつき必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。